

令和5年度第4回
立川市地域包括支援センター運営協議会

令和5年11月21日 (火)

■日 時 令和5年11月21日（火） 午後2時～4時

■場 所 立川市役所208・209会議室

■出席者 (敬称略)

[立川市地域包括支援センター運営協議会委員]

学識経験者	宮本 直樹 (会長)
学識経験者	岡垣 豊 (副会長)
医療従事者	中村 伸
第1号被保険者代表	岡田 有子
第2号被保険者代表	阿部 芳
介護サービス利用者代表	三松 廣
介護サービス事業従事者	石井 光太郎
民生委員児童委員	河野 はるみ

[地域包括支援センター職員]

ふじみ地域包括支援センター	安藤 徹
はごろも地域包括支援センター	岡村 深鈴
たかまつ地域包括支援センター	野田 美輝
わかば地域包括支援センター	菅根 浩子、川野 智美
さいわい地域包括支援センター	荒井 央
かみすな地域包括支援センター	秋間 さや子

[福祉相談センター職員]

にしき福祉相談センター	松田 光子
かみすな福祉相談センター	金田 幸夫
にしすな福祉相談センター	大原 郷治

[市職員]

福祉保健部長	五十嵐 智樹
保健医療担当部長	浅見 知明
福祉総務課長	西上 大助
高齢福祉課長	村上 満生
地域福祉課長	小平 真弓
介護保険課長	高木 健一
高齢福祉課在宅支援係長	石垣 裕美
高齢福祉課介護予防推進係長	丸山 清孝
高齢福祉課在宅支援係	倉田 雄一、八坂 里加、黒瀬 里沙、吉川 隆久

午後2時00分 開会

高齢福祉課長 こんにちは。高齢福祉課長です。本日はお忙しい中、運営協議会にご参加いただき、ありがとうございます。

後ほど説明をさせていただくんですけども、高齢者福祉介護計画も、皆さんもご意見を伺いながらようやく素案のところまで、今、作成している状況になっています。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

ここ最近、気温差がすごく激しくて、体調面をすごく気を付けないと本当に体調を壊しそうな天気が続きますので、ご健康のほうに留意いただければと感じています。

私のほうから以上になります。

では、会長、よろしく申し上げます。

会長 はい、ありがとうございます。

本日も皆さま方には大所高所からの活発なご意見をよろしくお願いいたします。

委員9名のうち8名が出席で、本運営協議会は成立をいたしております。

次第の2番へ移ります。前回議事録の確認でございます。事務局は何かご説明ありますでしょうか。

事務局 本日もよろしくようお願いいたします。

開会に先立ちまして、10月から高齢福祉課在宅支援係に社会福祉士として職員が着任いたしましたので、ごあいさつさせていただきます。

在宅支援係職員 皆さま、こんにちは。10月から配属されました高齢者権利擁護支援員ということで務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 在宅支援係で権利擁護業務を担っておりまして、専門職がおりませんでした。10月から社会福祉士ということで配属になりましたので、皆さまとともに一緒に頑張っていけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1、資料1の2につきまして、ご説明いたします。

資料1の2につきましては、議事録の修正が一部間に合いませんので、正誤表の形でご報告させていただきますことをおわび申し上げます。

そのほかの説明はありませんので、以上となります。よろしくご説明いたします。

会長

ありがとうございます。委員の皆さんから、何かこれに関してご発言ございますか。事前に確認されているかと思いますが、よろしければこれを持ちましてこの議事録は確定とさせていただきます。ありがとうございます。

では、次第の3番、報告事項に移ります。

(1) ケアマネジャーのパンフレット制作について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

こちらは口頭説明とさせていただきます。

ケアマネジャーが不足している、市民に対してケアマネジャーの業務についての周知が不足しているということで、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と地域包括支援センターの主任介護支援専門員、10名が中心となりまして、『高齢者サービスと介護保険のしおり』の中に盛り込むケアマネジャーのパンフレット制作を続けてまいりました。

このたび、11月13日に第1校の入稿が終わりまして、高齢福祉課・介護保険課で修正・加筆し、現在、もう一度作成委員会にその修正案でよいかどうかの確認をしているところでございます。

それが確定すれば、印刷業者への入稿というような流れまで来ております。

作成委員会の委員からご報告があればお願いいたします。

A委員

ケアマネジャーのAです。お世話になります。今日もよろしくご説明いたします。

今、事務局がおっしゃったとおりで、8回、9回ぐらいですか、毎月集まって話をして、一応僕らで作ったものを今は出して、ここはこうしたほうがいいんじゃないかということで戻っ

てきていて。で、戻ってきたものにどうしてもみんないろいろあつて納得いかないというものが、今、出そろってきていて、今度それをわれわれでまたもう一回練り直して、これでどうですかというものを作ってお出しする予定で、近日集まる予定になったので。

内容は、もしかしたら一般市民の方が見ると、今までのケアマネジャーというのはこういうもんなんですというような、ありがちなご説明とはだいぶ一線を画しているものにはなっているので、違和感を感じるかも分からないんですが。少しでもケアマネジャーの、今、置かれている実情というものが伝わればいいかなというものにしようと思って頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

事務局

補足説明ですが、今までケアマネジャーは何でも高齢者に寄り添って相談に乗っていくというスタンスでしたが、これからは地域の皆さんや関係機関、本人、家族と一緒に考えていくというような方向性を大きく打ち出しているというところが特徴でございます。

ありがとうございました。

会長

このことについて、何かご意見、ご質問はありますか。

はい、B委員、お願いします。

B委員

ケアマネジャーが作成していると思うんですけども、抜本的にケアマネジャーの成り手が不足しているということが大きな問題だと思うんです。それには、僕もちょっとケアマネジャーともお話しして、いろんな人に聞いたんですけども、まず試験が難しいと。それで、年代もやはり20代、30代の方は受ける人が少ないと。

やはり40で家庭で子どもが離れてから受ける方がいて、それで勉強してケアマネジャーを受けると結構しんどいという声がある。私、聞いたんです。「何で受けないの」って言ったら、そういうことがあるんで。これは国の問題もあるんでしょうけれども、その試験制度だとかそういうものがあるんですけども。

そういうケアマネジャーの不足というのは、これは大きな問題になってくると思うんで、そこんところをみんなで一回整理して、どうしたらその不足がなくなってくるのかということを経験的にみんなの知恵を出さない。ただ一方通行でAさんと市のほうでこういうやりとりをやったとしても、なかなかあんなに結論が出なくて。さっき話をAさんから聞いたけれども、みんながよく分からないような案が出てきちゃったら、せっかく作ったのが意味ないんで。今からでも遅くないと思うんで、みんなと大事な話なんで話し合っていきたいなと思っています。

以上です。

会長

今のご意見について、何かご説明ありますか。

事務局

実は、ケアマネジャーの試験を受ける受験者につきましては、4年連続増加傾向です。

ただ、合格率が非常に低く、2割前後です。受験生は増えているけれども、合格者が低いという現状がある中で、東京都からも国に緊急提案という形で、ケアマネジャーが不足しているという提言を出しているところです。今回は10月8日でしたか、ケアマネジャーの試験が行われましたけれども、もう少し合格率が上がるのではないかと考えています。

その試験に受かったケアマネジャー達が、立川を選んでいただいて働いてもらえるかということもまた課題だと思っているのと、あとは現に今いるケアマネジャー達が離職しないように支えていくという仕組みが必要だと思っています。ここについては一緒に考えていきたいとは思いますが、そのための負担がどうなのか。

今回の作成委員会に、私も参加していて、現場のケアマネジャーたちの話を聞いていますので、何かできることがあれば一緒にやっていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

会長

まずはそれを検討して、そうなるようお願いし、私たちも、しっかりまた見守って、必要があれば本運営協議会でも意

見を申し上げる場という形にしたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、よろしゅうございますか。

C委員 年間どれぐらいの合格者数なんですか、東京都で。

介護保険課長 介護保険課長です。年間の合格者数、これは出ていないんですけども、都内の介護支援専門員証交付者数の推移がありまして、令和4年度は1,535人となっております。推移としては、令和元年度が575、令和2年度が572、令和3年度が1,657、令和4年度が1,535ということで、令和元年度と2年度に比べれば増えてきているというような状況になります。

ちなみに、都内で勤務する介護支援専門員の数は、令和3年度14,435人で、令和2年度が14,747人ということで、令和3年度は300人ほど減っているというような状況です。

会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほかございますか。よろしければ、次へ進みますが。

では、4番の協議事項に移ってまいります。

(1) 第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定についてです。この計画に対する意見出しは、本日が最後の機会になります。また、お手元に事前に郵送されていると思いますが、素案がまとまっております。さらに具体的になっておりますので、今日はここをしっかりと皆さんから、ご意見をいただきたいと思いますので、後ほどお一人お一人から個別に順番にご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

では、事務局から説明をお願いします。

高齢福祉課長 私からは、計画の基本目標について説明をさせていただきます。

資料2をお手元にご用意いただいて、まず66ページをお開きいただきたいんですが。

基本理念です。個人の尊厳を大切にし、人と人とのつなが

り、住み慣れた立川でその人らしい生活ができるまちづくりというふうになっております。これは、最初の頃の個人を尊重しから文言のほうが修正となっていると思います。

次に70ページを開いて、基本目標の1です。自らの人生設計を全うできるまちづくり、0次予防の推進等となっております。このところで、特に計画のところを力を入れていきたいというところが76ページです。0次予防の推進というところなんですけれども。これと併せて見開きの右ページのところに立川市の0次予防について簡単にまとめられております。

これと、あと79ページです。高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施の推進というところで。これまで世代とか制度によって途切れていた部分がありまして、それを保険年金課、高齢福祉課、健康推進課でその切れ目をずっと途切れないように一体的に介護予防、フレイル予防に取り組むというところの制度となっております。

続きまして、もう一度戻っていただきまして、71ページです。基本目標2です。認知症になっても、そうでない人も、ともに暮らせるまちづくり。ここは、もともと「ともに」のところが最初は「普通に」と入ったんですが、いろいろご意見を伺う中で、普通にという基準が人それぞれ違うところで、そういう言葉で目標にするのはちょっとそぐわないんじゃないかというような意見がありまして、いろいろ話し合った結果、その「ともに」と修正になっております。

このところで、特に力を入れていくと考えているところが、107ページです。認知症の人やその家族への支援というところで、オレンジドア立川、あとは6つの日常生活圏域に認知症地域支援推進員が今は3名いるんですが、それを一人ずつ6名配置を目指すと考えております。

オレンジドア立川につきましては、実際に認知症の方の情報発信であったり、その家族を含めて当事者同士のつながりだったり、そういった機会を設けて、認知症の理解を推進していこうと考えております。

次は、109ページです。109ページはチームオレンジの体制整備というところなんですけれども、認知症サポーター養成講座を修了した方や、その他その地域の方、認知症の方とその家族

の方をチームで支えるという体制のことをチームオレンジと呼んでいるんですけれども、その体制の整備に力を入れていこうと考えております。

もう一度71ページに戻っていただいて、基本目標3です。相談からサービスにつながるまちづくりとなっております。ここは、最初は必要なサービス利用ができるというふうにはなっていたんですけれども、サービス利用については利用できることは普通のことなので、もうちょっと踏み込んで、相談した方がちゃんとサービスにつながるというところで、目標の文言を修正しております。

基本目標3につきましては、127ページを開いていただきたいのですが。新たな権利擁護支援の仕組みへの取り組みとして、今、制度としてより認知症が重たかったり、高度な支援が必要な方についての成年後見制度。

もう少し、そこまでではないんですけれども支援が必要な方については、社協のほうでやっている日常生活自立支援事業がありまして、今回考えているのは入り口のところをもうちょっと軽度な、ちょっとした支援で、地域で高齢者が暮らせるような金銭管理だったり意思決定を支援していくという事業です。国のモデル事業に取り組んでいきたいと考えております。

次が、133ページです。補聴器購入費助成事業の実施というところなんですけれども、いろいろ請願もあり、署名もあり、いろいろなご意見、市民からの要望が多いというところで、補聴器購入助成事業について実施に向けた検討のほうを次の計画の中で行っていききたいと考えております。

もう一度71ページに戻っていただいて、基本目標4です。より良い介護サービスが受けられるまちづくりというところなんですけれども、これにつきましては、また戻るんですが145ページの医療介護情報基盤の整備DXの推進というふうにかかれておるんですけれども。ここについては、国が構築しているシステムを活用したり、あとは介護事業者の事務負担を軽減するために利用者の介護情報を電子的に閲覧できるようにするような情報基盤の整備をすることによって、介護医療サービスの質の向上、あとは電子申請の推進等に取り組むという事業になっております。

めくっていただいて、146ページです。要介護施設事業者等での高齢者虐待の防止というところなんですけれども。ここは、今、施設で虐待が増えているというところで、起こった時に迅速に適切に対応していくために施設長、介護職員向けの研修を行ったり、弁護士等の専門的な知見を有する人材を活用したり、そういったことで高齢者虐待の防止に取り組んでいくための検討ということになっております。

私のほうからは、以上となります。

介護保険課長

介護保険課長です。介護保険事業計画につきましては、介護保険課のほうで所管をしておりますので、今、若干ご説明の点がありましたけれども、かぶらない範囲で説明をさせていただきます。

71ページをご覧ください。基本目標4、より良い介護サービスが受けられるまちづくりが第9期介護保険事業計画に該当する部分になります。

高齢者、特に85歳以上の方が増加をしていきます。85歳以上の方については約6割が介護認定を受けている状況ですので、今後、この層が増えていきますので、介護サービスを利用する方が増えていくものと思われま

す。ただ、介護人材の不足ということが言われておりますので、まず市としては介護人材の確保のためにこれまで以上の取り組みを通じて確保を図って行って、サービスが提供できないようなことにならないようにしていきたいと考えております。

第9期の介護人材の確保の取り組みにつきましては、139ページに書いております。

140ページのところで6年度から8年度の方

向、目標ということで、いろいろな取り組みを書いておりますので、まずは予算を獲得をしてということになりますけれども、予算の獲得をしてこれらの取り組みを行っていき

たいと考えております。第9期の介護保険料についてですけれども、現在、政府のほうで検討が行われております。ただ、介護保険料の設定に影響する給付と負担の見直しについて現在検討が行われていて結論が出ていない状況になっております。

第9期の介護保険料の設定の考え方としては、介護保険料の

上昇を抑えるために、利用者負担の一定以上所得の範囲の取り扱いなどについて検討を行って年末までに結論を得るということで、応能負担を強化して、所得の高い人から保険料を多く負担をしていただいて、その部分を低所得者の保険料の軽減に充てるということになります。

そのために、保険料の段階がありますけれども、その段階を増やしていくということと、あと2割負担の対象を拡大をするというようなことを政府のほうで考えております。

11月6日に社会保障審議会の介護保険部会が開かれまして、保険料の標準段階を増やしていくという方向性については了承を得られておりますけれども、2割負担の対象拡大については、まだ部会のほうでまとまってないということでもありますので、引き続き議論をしていくということになっています。介護保険部会の意見を踏まえて、国のほうで予算編成過程の中で年末までに給付と負担を決めていくということになっております。

現在、国が保険料の推計に当たって具体的な見直し例を示しておりますので、その見直し例に基づいて、現在、推計作業を行っております。まだ確定ではありませんけれども、第9期の介護サービスの標準給付費については、第8期の実績と比べて11%ほど増加が見込まれておりますので、介護保険料についても11%ほど増加するものと思っています。ただ、介護報酬がプラス改定になりますと、さらに保険料が上がっていくものと思っています。現状では今は5,880円ですけれども、それが6,200円から6,500円ぐらいの範囲に収めたいということで作業を行っているところになります。

私からは、以上となります。

事務局

私からは、地域包括支援センターと主に深く関わりがある個別施策について説明をさせていただきます。

まず、基本目標2のところ、110ページ、施策番号44番、「地域支え合いネットワーク事業の実施」です。こちらはちょっとボランティアの活動以外に、安否確認の対応等が入ってまいりますので、今回の計画としては令和3年度、4年度の比較表としてこのような表記の仕方しております。

最近では、ちょっとボランティアの登録だけをして活動をする場がないという課題がありましたけれども、つながり続けることに意味があるということで、現在、6包括支援センターのうち2つの包括支援センターで「LINEでつながろう」ということで、公式LINEを始めました。ボランティアと日常的なコミュニケーションを図って、「こんな依頼があったのでどうですかとか」、「地域包括支援センターでこんなイベントがあるのでお手伝いはどうですか」といったようなことを発信し、対応できる方は直接、地域包括支援センターに連絡をいただくというような形ができております。すべてのセンターで取組めるかどうかはわかりませんが、2か所以外に、1か所のセンターで準備中です。

それから、112ページです。上の段に「まちねっと」を載せさせていただきます。

カラーでないのが残念なところですが、こちら地域福祉コーディネーターと地域包括支援センターが一緒になって情報誌として作成しているものでございます。地域包括支援センターだけではなくて、福祉相談センターの情報もこちらに掲載されまして、市民から非常に期待されている情報誌になっておりますので、計画の中に盛り込みました。

114ページです。施策50番、地域福祉課が主管課にはなっておりますが、「地域アンテナショップ」につきまして、やはり地域の活動拠点ということで私たち地域包括支援センターも活用させていただいている一つになっております。ACPの普及ですとか、エンディング支援につきまして、市や地域包括支援センターが市民向けセミナーを行うよりも、こういった地域福祉アンテナショップを通じて日頃の活動の中から伝えていけたほうがより効果的に市民に周知ができるのではないかというような話も今は出ているところです。後ほどにしき福祉相談センターからも報告があると思いますが、にしき福祉相談センターでも、今月、特別養護老人ホームのオンニで地域福祉アンテナショップがプレオープンするということを聞いておりますので、後ほど報告いたします。

それから、基本目標3、115ページをご覧ください。「相談がサービスにつながるまちづくり」ということで、こちらはほと

んどが地域包括支援センターと権利擁護支援の施策になりますので、詳細説明をいたします。

まず、本市の現状と課題のところですが、事前調査の結果では、「相談窓口は認知されつつありますが、どのような時に相談するのか、どのような相談に乗ってくれるところなのか、周知・認知が不足している」となっております。センターの周知不足に対応するために、令和5年度は明星大学のデザイン部の力を借りましてポスターの制作、マスコットの制作を行ってまいりました。まだ完成にはもうちょっと時間がかかりそうです。

それから、2つの下の丸、「ごみの分別」が新たな課題になっております。「ごみ出し支援」につきましても、ごみ対策課の「ごみ出し支援事業」、「ごみ出しシールサポート事業」、「ちょっとボランティアの事業」などがありますが、ごみを排出する前のごみの分別が少し課題になってきているという声が上がってきております。

重要なのがその下で、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中、「緊急連絡先の確保」が大きな課題になっております。今や民法改正がありましたので身元保証人が求められなくなってきましたが、この「緊急連絡先の確保」というのはやはり付いて回っているものでございます。いくら見守りのためのいろいろな民間の器具、ハローライトや電気ポットを使わないとメールが親族のところに行くなんていうような仕組みがありますけれども、要は最終的には緊急連絡先が確保できないとそういった事業も使えないという状況になりますので、こちらが、今後、大きな課題になるかなと思っているところです。

その下の丸のところですが、一番最後の行、「第3の権利擁護支援の在り方」ということで、高齢福祉課長からも説明がありました。この次期計画の大きな目玉になると思っております。

本計画の方針としましては、「生活支援サポーター」をたくさん養成してきていますので、この大事な福祉人材をどのように実際に立川市の福祉、福祉だけではなくていろいろなサービスにつなげていけるかということが非常に大きなポイントと考えております。

115ページの一番下の丸のところ、「相談窓口の周知と充実を図ります」ということで、市民事前調査によりますと、「相談窓口の周知と充実」を求めている市民が非常に多いので、そのことについても引き続き対応していきたいと考えていきます。

116ページの下から3つ目の丸のところです。

「高齢者の介護の担い手、全てのケアラー支援」ということで、経済産業省からもビジネスケアラーの支援の在り方ということでガイドラインが出てまいりましたので、そちらとの連携がどうできるかということがポイントになってくると思っています。

下から2つ目です。地域包括支援センター運営事業のために「センター自体の人員の確保、育成、定着」、「地域包括支援センターの体制整備・強化」、これが非常に大事だと思っておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

「地域包括支援センターの機能強化の一つとして、福祉相談センターの役割を明確にして、市民に総合相談窓口として分かりやすさを重視した周知啓発を行います」ということについても、引き続き対応していきたいと思っております。

ちょっと長くなりますが、個別施策になります。

117ページ、「地域包括支援センター等総合相談支援」です。令和4年からコロナの影響を受けまして、メール相談、オンライン面談を開始しております。件数はご覧のとおりです。まだオンライン面談が少ないのですが、今後、ビジネスケアラーを支えていくということであると、窓口に来るのではなく、オンラインを使った面談も増えていくと考えているところです。

令和6年度から8年度の目標としては、働く世代がケアラーになる中、ケアラー支援、介護離職防止のための工夫を関係機関と連携・協働の下、実施していきたいと考えております。

続いて、118ページです。施策53、「地域支援ネットワーク体制の充実」です。運営協議会でも、ご報告した「地域支援ネットワーク図・循環図」が完成しておりますので、119ページに、掲載しております。

120ページは、これらの会議体がどのような設置目的があつて、どのような機能があるかというのをきちんと明示していきたいということで載せさせていただいております。

123ページの施策56の「地域包括支援センター機能の強化、体制の整備」です。こちらも今回非常に大きな目標の一つと高齢福祉課は考えております。

地域包括支援センターの機能強化のために、現状としては月初めに「基幹型ミーティング」という形で、基幹型地域包括支援センターでありますふじみ包括支援センター担当職員と在宅支援係の担当が話をしながら、前月の振り返りと当月の予定の確認などを行い、進捗（しんちやく）状況を確認しております。

また、福祉相談センターを対象とした「福祉相談センターミーティング」を年3回の計画で始めていることも非常に効果が出ていると評価しております。

令和6年度から8年度につきましては、これらの相談などに的確に対応することができるように、さらにセンター機能強化、職員の人材確保、育成、定着のために体制整備を行いたいと考えております。

その一つに、介護予防支援業務の増加が見込まれますので、まだ予算確定していない中ですが、ケアプランナーの増配置をしていきたい。そして、人材の育成のところではファシリテーション研修の実施。これからは市民、企業を巻き込んだ地域づくりがさらに必要になりますので、そういった会議の場に慣れていない方たちをお招きして、効率的な会議運営ができるようにファシリテーション研修、技術を身に付けることが必要と考えます。

さらに、福祉相談センター機能を見直して、地域福祉アンテナショップの開設や、一部の福祉相談センターの名称変更など、地域の福祉拠点となることを目指しますとしております。一部の福祉相談センターの名称変更につきましては、「かみすな福祉相談センター」と「かみすな地域包括支援センター」の名称が分かりづらいということを以前から指摘がありまして、この協議会でも「すながわ福祉相談センター」ではどうかという意見もありますので、本計画を3年間かけて名称変更が必要なのかどうか、名称変更をしたらどのような名称がよいのかということも検討をしていけたらと考えています。

長くなりましたけれども、事務局からの説明は以上でござい

ます。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございます。事務局からご説明をいただきました。ご説明いただいた箇所はもちろんですが、それ以外でも結構です。計画全体について、それでは皆さま方お一人お一人からご意見をいただければと思います。質問でも結構です。改善提案でも結構です。どんな意見でも、感想のようなものでも結構かと思います。ここが分からないからという質問をすれば、分かりやすい表現に追記をしていただければかと思いますが、この表現がちょっと引かかるんだということで意見を言えば、それを引っかけがないような書き方に変えてもらえるかもしれませんし。また、ここはとても重要だと思うんだけど、書き方がずいぶんあっさりしているじゃないかと言えば、またそこも追記してもらえるかもしれません。そういう意味で、何でも結構でございます。ご意見をいただければと思います。

では、Dさんからお願いしていいですか。それでは、時計回りで順番にお願いいたします。

D委員

第9期の今回の計画で私が関心があったのは2点なんですけれども。一つは、事前調査で明らかになりました市民の皆さんの意識ですとか行動をどのようにいい方向に変容していくかということの施策について。もう一つは、今会議でも大きな課題となっているケアマネジャーさんをはじめとする介護人材の確保についてどのような施策が展開されていくのかということに非常に関心を持っておりました。

まず、1点目の市民の意識や行動変容については、基本目標1の冒頭で、0次予防ということで2025年、それから2040年、立川市がどのような状況になるのか、市民関係者と共有するというような文がありまして、方向性が示されているので、今後、実際に具体的にどう展開していくのかという時に、ちょっとそこら辺が明らかではないんですけれども、その点に注目していきたいと思っています。

もう1点は、やはり一番大きなテーマかと思うんですけれど

も、介護人材の確保については、別の資料の地域ケア会議でもギアチェンジを行っていくという言葉が使われていましたけれども、介護職の方の復職支援ですとか、永年継続表彰、それから外国人の方の介護サービス従事者への支援など、これまでの計画ではなかった取り組みが検討に入るとということが目標に挙げられていて、これからの進捗状況に期待するとともに、個人的にはとても評価できる部分じゃないかなと思います。

先ほど予算が付かないとということだったんですけども、他の自治体でも取り組みが行われているかと思しますので、実現可能なものから徐々にスタートしていただければいいかなと思っています。

全体的な印象としては、立川市の本気度がとても感じられる計画かなと思いました。

以上です。

会長

ご意見ありがとうございました。

ちょっと確認だけしまししょうかね。最初の0次予防の具体的な話というのは、どこを見ると一番分かるんですか。76ページが一番具体的ですかね。これを着々と進めていくということになるんですけども、方向、目標が2語だけですので、もう少し、これの現状を見ると何となくこの辺を解明していくのかなというので察しはつくんですけども、じゃあ、これも今後に期待ということですね。

人材確保もいろいろと検討はするということに期待するというご意見をいただきました。ありがとうございました。いいですかね。

では、E委員、よろしく申し上げます。

E委員

79ページの1の1の5です。民間企業との連携により介護予防の推進というところで、締結日から始まって企業名、内容というふうにあるんですが、例えば一番上のエーザイ株式会社と立川市との健康寿命の延伸に関する連携というのはどういうものなのか。これから令和6年、8年度もつながっていくということなのでその内容と、ファイザー株式会社、それからシンコースポーツ、カシオ計算機の健康事業に関して伺いた

いです。

一番下の令和4年6月23日に締結した株式会社コスモ・インテリジェンスの内容がフレイル予防に関する連携協定というのは、私も去年の10月29日に立川市地域福祉市民フォーラムで初めて紹介いただいて、アプリをダウンロードいたしまして、もう1年使っております。地域包括支援センターの方もインテリジェンスの企業の方と一緒に使って使い方の講習もしっかりしていただいて、3回とも私は出たんですが、3回きちんと受けました。これはいいんですが、スマートフォンのことなので、アップデートが遅いなと感じることもあるし、そこら辺は仕方がないのかなと思っております。

その令和6年から8年度の方、目標のところの下の方に、また事業を実施する中で参加者である市民の意見を企業へフィードバックすることで、市民、企業、行政、それぞれにメリットが生まれ、事業が継続的に実施できるよう内容の検討を進めますというふうに書いてあるので、私の一人のユーザーとして、1年目ですが、1年使っていますから、それに参加できたらいいかなと思っております。

企業と立川市との連携による事業の内容です。詳しくお願いいたします。

介護予防推進係長 高齢福祉課介護予防推進係長です。ご質問ありがとうございます。

連携に関わる協定ということで、これ以外にも協定には至っていないんですが、事業協力ということで企業とスポットでイベントを展開したり、毎年継続的にイベントを実施するようなことも始まっております。

ご質問いただきましたエーザイ、ファイザー株式会社ですが、主に認知症パネル展というのを毎年、市役所本庁舎1階の多目的プラザで開催しております。認知症パネル展自体は市内の図書館でもその後引き続き1カ月程度開催しております。そちらの認知症に関するパネルの提供ですとか、資料の提供、あとは、個別で研修会ですとか、セミナーですとか、そういったところのご協力をいただいております。

シンコースポーツは、泉体育館、北側の市民体育館ですが、

そちらの指定管理をしている企業になります。こちらは例えば健康体操の動画を体育館で流していただいたりですとか、イベントの周知のチラシですとか、あとはフレイル予防に関する資料、こちらの掲示等を協力していただいています。

カシオ計算機ですが、A y a m uというのが計画の中でも出てきますけれども、地域包括ケアを支援するサイトということで、主に一番、今、使われているところは、包括支援センターですとか、各種の介護支援専門員ですとか、訪問介護事業所ですとか、そういったところの連絡会のグループツール機能、連絡会共有です。その機能が一番使われているところになりますが、そちらと、市民の方に向けて情報を発信する、例えば介護事業所の情報ですとか、あとは、地域福祉コーディネーターが中心で地域のサロンの情報を随時更新しているサイトがございまして、そちらの運営です。連携協定ということで、立川市は事業展開、活用を図った上でフィードバックをすることでシステムをご提供いただいております。

一番下のコスモ・インテリジェンスは、委員もインストールしていただいたということは、先日、はごろも包括支援センター主催で初回の講座を開催しましたが、R I S U R Uホールで参加していただいて、ありがとうございました。引き続きコスモ・インテリジェンスが開発したアプリ、フレイル予防のイマカラというアプリなんですけど、こちらを活用して市民の方にフレイル予防に取り組んでいただくと。なにぶんスマートフォンのアプリですので、高齢者の方は自分でインストールできないとか、入れたはいいけれどもどうやって使ったらいいかわからないとかいうお声がありましたので、コスモ・インテリジェンスのご協力をいただきまして、介護予防教室という形で開催していただいたりですとか、わかば包括に企画していただいたり、このアプリの使い方とその前段の基本的なスマートフォンの操作というセットで講座を開催しているところです。企業のほうからまだまだできますというお話をいただいておりますので、今後も提供できる機会があれば、また開催をしていく予定でございます。

つい先日、コスモ・インテリジェンスのほうからまた打診がありまして、アプリの機能強化といえますか、メニューを増や

すといった開発、バージョンアップが予定されているということで、今後、地元企業との連携協定ということで、その強みを生かして、こういう機能があれば市民の方にもっと利用していただけるんじゃないかとか、こういう講座をやっていただいたり、こういう取り組みをしていただくと使ってもいいかなという声がありますといったことを企業側にフィードバックして、企業側もシステムの開発にそれを参考意見として取り入れていただいてどんどん機能が追加されていく予定でございますので、こちらにつきましてはまた周知・広報で機能が追加されればお知らせをしていきたいと考えております。

以上でございます。

会長

ありがとうございます。そうですね、健康寿命が延伸する事業とかフレイル予防に関するとか言われても、今、ご説明いただいて大変よく分かりました。やはり聞いてみないと分からないものがありますね。これは実績報告書じゃなくて来期の計画書なので、どこまで書くかというのはあるんですけども、もう少し、せっかくやっているのに手応えがあって今後もやりたいと思っている事業があるならば、スペースもあるんですが、どこか余白のコラムにそんなようなことが載っていてもいいのかなとちょっと思いました。

介護予防推進係長 介護予防推進係長です。ありがとうございます。

企業さん側もこれに載せていいかということで確認を取りましたら、ぜひお願いしますということで掲載しております。これに載せることで、さらにこれを見た方がやってみようかなということにつながれば利用者の拡大にもつながりますので、事業の効果も広がると思いますので、検討させていただきます。

内容のところは、確かにこれだけを見て実際に何なのというのが少し分かりづらいところがあるんですが、内容は連携協定を結んだ協定の正式な締結名をここに書いてありますので、今、ご説明した事業は具体的な事業になるんですが、協定自体は割とふんわりとした包括的な中身の協定になっておりますので、仮に別のメニューが発生した時にお互いの話し合いで別の事業も協定内で取り組むということも可能性としてはあります

ので、こういったちょっとふわっとした形の説明になっております。

以上です。

会長

ありがとうございます。

E 委員

コスモ・インテリジェンスのイマカラのことしか私は言えないんですけども、これは内容はフレイル予防に関する連携の協定という名前で付けたわけですね。これはフレイル予防の何なのかと。フレイル予防アプリなんですね。やはりフレイル予防といったら広いですよ。こちらの会社はフレイル予防のアプリで、もう少し細かく言えば、皆さんご存じだと思うんですが、アプリをダウンロードして、チェック編というセルフチェックするところがあって、そこにフレイルチェックとオーラルフレイルチェックに分かれているんです。自分でいろいろ質問がされているので、その質問に対して「はい」といえば「はい」を押し、どんどん進んでいくんです。それで最後にあなたはフレイルですよとか、全然フレイル問題ないですよとか、そういうところまで進んで何ポイントいただけるわけですよ。ポイントは大切なんですが。そこがフレイルチェック編で。それから、食事編というのもありまして、食事編にはバランスの取れたお食事をしようとか、こういうものを食べていますか、6種類か何種類か載っていて、ぱっと見て食べていないわと。全部押さないとポイントが付かないんです。それから、さあ、にぎやかにいただくというので、低栄養予防というんですか、要するに低体重になっていないかという、その予防のためのアプリがそれの中に含まれていて、砂糖とか何か、油とか、そういうものを自分でチェックして行って、初めて私はこれが足りていないんだわと自覚するわけです。それで足りていないとまた不完全でポイントはいただけないようになっています。あと、口腔体操、お口の中の体操です。そういうものも含まれます。それから、運動編と行って、1日4,000歩で30ポイントいただけるというようになっているんです。私もそれを一所懸命やって、それは30ポイントをだいたい毎日いただいています。それは何につながるかというと、最後、株式会社コスモ・インテリジ

エンスのほうからプレゼントをあげますよとって、アイスクリームとか、ゼリーとか、何かそんなのをいただけるんです。そういうようなお楽しみも付いているアプリです。

なので、この会社はフレイル予防のアプリの会社なので、きちんとそこを書いてもいいのかなという気がしております。

以上です。

会長

ありがとうございます。じゃあ、その辺のところをご検討いただいて。E委員はアプリの普及ボランティアでもやっていたくことも。ありがとうございます。

B委員、いかがでしょうか。

B委員

私は、ちょっと見方を変えまして。この介護計画の全般のことなんですけれども、全部読ませてもらいました。ただ、ちょっと気になったのは、サービスという文言がやたらに多いんです。このサービスというのが、今後、この介護の問題で一般市民の人がサービスという言葉に敏感になっちゃって、何でもやってくれるんだという誤解を生む可能性があると思うんです。このサービスという言葉は、今まではそれでよかったんでしょうけれども、今後はあまりサービス、サービスというのが出てくると、何でもかんでもサービスしてくれるのかという誤解を生む可能性があると思うんです。じゃなくても、だんだんもう予算も足りなくなってくるだろうし。あんまりサービス、サービスというのを組み込んでいいのかなというのが、すごくこれを全部全般的に読んでいて気になったのが1点です。

もう一点は、大きな先ほど問題提起を課長からされましたけれども、身寄りのない高齢者の増加が見込まれると。これの連絡の仕方が大きな問題だと。その中で、立川市の場合はもうそれがすごく多いんです。

高齢者のご夫婦だけで8,800世帯の人数がいると。2人で住んでいけば17,000人が高齢者で、これは9ページに出ています。国勢調査の下でやっていると思うんですけれども。そうすると、高齢者が2人でも最後は2人で死んでいくわけにいかないんですから、1人になりますね。65歳以上の1人暮らしというのが1万2,540人で、14%。ただ、これは今は民生委員の方がご

苦労なさって、年に1回でも何とか連絡がつくようにしていますけれども、高齢者夫婦の世帯というのは、はっきり言えば介護保険を使っていない、何も使っていないという方は、もう孤立しちゃっているような状態に見えちゃうんです。

というのは、たまたま私は最近お医者さんに行ったら、ご夫婦でもう80過ぎのおじいちゃんとおばあちゃんが車椅子に乗りながら、おじいちゃんがおばあちゃんを一所懸命に押しているんです。こういうのは介護保険を使っているのかなとか、どうしてるのかなという、すごく心配になりまして。こういう手当がエアポケットじゃないですけれども、見捨てられちゃうと、最後には嫌な言い方ですけども、変な事件になったり、逆に虐待に走っちゃったりというのが多々ありますので。最近でも大きな事件で八十何歳のおじいちゃんが病院にピストル持って撃ち込んで、郵便局に立てこもって、結構80幾つでも皆元気な方いますけれども、中でもそういう気荒なおじいちゃん、おばあちゃんも結構まだいるんで、そういうところのケアを真剣に考えていかないと。いろいろな計画は確かに大事です。やるべきですけども、最後の本当のどのようにしてみとって死んでいくかというのは、人生の大きな最後の仕事ですから。そこをやはり昔は自助と共助というのがあったんですが、今はその真ん中を乗り越えてもうすぐに公助のほうに飛び込んじゃうというのが多いものですから、自助がサービスじゃなくバックアップできるような体制を包括センターの人たちも含めて、今後どうしていったらいいかという大きな問題になってきます。絶対にこれは大きな問題になってきます。そのところを今からでもみんなと話し合っただい方向に進んでいってもらいたいなというのがあるんで。この計画書を読んで感じたところです。

以上です。

会長

ありがとうございました。前段でいただいたサービスという言葉がちょっと一方的で、サービス提供者とサービス受給者、一方通行の印象があるんじゃないかということで。これは、何々サービスという言葉で決まっているのもあるんで動かさないのがたくさんあると思いますが。また検索をかけていただいて、もしそういう一方的な書きつぷりを改善できるようなとこ

ろがあれば、直していただく再チェックをお願いできればと思うんですが、いかがでしょうか。

高齢福祉課長

高齢福祉課長です。例えば、目標を立てた時は、サービスにするか、また支援とかにするかとか、いろいろ考えたんですが。支援とかというとなんかすごく広くなり過ぎちゃって余計分かりにくいから、サービスだともうちょっとつながるような感じがする、そういう印象があったりとかで、あえてサービスを入れているところもたしかあると思うんですけども。もう一回中を見させていただいて、どちらか適切なサービス以外の言葉があれば、変えられるところは変えていくというような形で対応したいと思います。

会長

B委員、どうぞ。

B委員

全部サービスが駄目だというんじゃないくて、サービスというのと、援助しますよというので、要するにサービスというのみんなどうもただでやってくれるという誤解を生んじゃうんで。

補助しますよというので同じようなところでサービスを使っているんだったらいいんですけども、そのサービスという言葉がごちゃごちゃになっちゃってるんです。だから、このいつからのサービスじゃなくて、補助しますよ。要するにここは補助をして一般の市民で使う方もある程度は出してもらいますよというのが普通一般ですね。全くサービス、ただなんていうのはないんですから。ただ、一般の人がサービスというのは誤解を生んじゃうんで、補助しますとか、何か違う言葉で、一般の人にこれを使うと自分で1割でも負担をしなきゃいけないんだなということを認識させないと、財政が多分ね。何でもかんでも市役所がサービスでやってくれるじゃないかという誤解を生んじゃうんで、あんまりそのサービスという言葉を使わなくて、補助しますとか、自分の責任の範囲でやって、それでも駄目な時には補助しますとか、言い方は自分もうまく言えないんですが、何かそういう文言を考えるのがいいのかなと思っています。

会長 なるほど。サービスという言葉の受け止めが、無料でやっておきますよ、おまけでやっておきますよと、そういうふうを受け取れるんじゃないかなというご懸念なんですね。そういうふうを受け取る方もいるかもしれません。じゃあ、再確認ということで。

介護保険課長 介護保険課長です。まず、介護保険で対象となるものについてはサービスで、行政が担うべきものは補助とか支援とか、そういう形で改めて点検をさせていただきます。

あと、サービスの対象となるのかならないのか、介護保険制度について、やはりまだ内容が市民の方に行き届いていない部分がありますので、介護保険運営協議会の計画策定等調査検討会の中でも市民への制度の周知は必要だということで、SNSとかLINEとかYouTube、あとスマートフォンを使ったものを利用して、さらなる周知が必要だというようなご意見をいただいておりますので、該当のところでもそういうことも取り組んでいくという記載をしているところになります。

以上です。

会長 ありがとうございます。ご検討、よろしく願いいたします。

F委員、お願いいたします。

F委員 民生委員のFです。私はあまり詳しくはあれなんで分からないんですけども、私も全部読ませていただきました。たまたま私が今年の4月に夫を亡くしたものですから、44ページの人生の最期を迎えたい場所というところがすごく気になってしまって、そこから二重、三重に読んだんですけども。やはり自宅で最期を迎えたいという人が57.8%もいるけれども、その下を見ると、かなうと思うかというところ34.1%に下がってしまうというのは現実で。もっと現実で言えば、実際に自宅で最期を迎えられるのはもっともっと少ないようなんです。たまたま私の場合は専業主婦でしたし、最後まで夫をみとることができたんですけども。

45ページのほうを見ると、また今度は認知症をことが書いて

あって、認知症になったらどうしたいかというところが、治療や何かをして遅らせたいと。でも、そのまた上に、家族に任せたいというのは、家族に任せたいということになると、自分のことというか、自分がやろうということじゃなくて、あとはもうなっちゃったら家族に任せちゃえばいいだろうみたいなどころもちよっと感じちゃったんです。

それは、自分が最期をみとるところ、自分が最期を迎えたいところとつながっていく大事なことじゃないかなと思ったんです。細かくは分からないんですけども、さっきB委員からも出ていましたけれども、高齢者のお2人暮らしは必ず1人になるんですね。必ずでもないかもしれないけれども、ほとんど99%1人になると思うんです。そうすると、1人暮らしは絶対に増えていくと思うんです。

今、私は民生委員をしていますので、年1回の1人暮らしの調査というのは、さっき委員さんから話も出ましたけれども、始まっていますので、それを繰り返し今はやっているのですが、間違いなくお2人暮らしのところは抜けてしまいます。それで、この間、民生委員の委員会の会長会のほうの話も出たので、「高齢者のつどい」というのが、今、ありますね。「高齢者のつどい」、以前は民生委員が各自宅のほうにチラシを持って行ってというのがあったんですが、これはやはり民生委員としても夏の真っ盛りの時にやらなければいけないということで、民生委員の仕事を少しでも楽にしてくださるという親心から、それはしなくてよくなりました。なおかつ、今年は当日のことも全部、言い方が悪いかもしれませんが、丸投げみたいになりましたので、業者が全部やりました。ですから、全く民生委員が関わっていないんです。その2人暮らしの高齢者のところにどうして接触をしていったらいいかというのが私たちの悩みでもあるんです。だからといって、「高齢者のつどい」を配るのを戻したいとは私も思わないんですけども。そのお2人暮らしの方たちのところに、コロナの前でしたら、私なんかも月に1遍ぐらいは「こんにちは」というふうに行っていたんです。全員が行かなければいけないということではありませんが、民生委員になった時からそういうふうに関わり教育されてきたので、そうしていたんです。コロナになってからは、行

ってはいけないというふうになりました。

お1人暮らしの方で身寄りのない方がお亡くなりになった場合に、民生委員のところに手続きとして葬祭費用の手続きというのがあります。身寄りの方以外の第三者なんですけれども、民生委員として市のほうにそういう書類を出すという仕事があるんですが、今年は私は4人出したんです。すごく多かったんです。1人暮らし調査をした時にも、「自分は田舎に親戚とかあるけど、もう縁を切ってるからどこにも知らせなくていい」という方がだんだん多くなってきている。ということは、どこにもつながらないということになってしまうので、だからどうしたらいいかというのは、私はちょっと言葉では言えないんですが。

やはりそういう人たちがちょっとでも声を出しやすいようにするには、体がだんだん弱ってきた場合、特に5地区の場合は、5地区で砂川町のほうの方と交通の縦のつながりはあるんですが、横が全くないんです。地域包括さんが幸町のほうにあるので、砂川町のほうから行くとしたら全く横なんです。ですから、そういうことも考えて、そうするとくるりんバスの利用なんかも、そういうところも考えてコースを考えていただけると、これからお1人になってしまった者の少しは手助けになっていくんじゃないかなと。細かいようなんですが、私が一番気になったことなので、こんなことでよろしいでしょうか。

会長

ありがとうございます。いろんな角度からご意見をいただきたいと思います。全体的にどこか反映できるところがあるかどうか、再確認をお願いできればと思います。お1人さま対策というのはだいぶ踏み込んで次期計画を考えていただいている感がありますが。先ほど来ご意見が出ている高齢者のみ世帯、単身世帯ではないんだけれどもというところの対策について、もう少し踏み込んだ検討があってもいいのかもしれないですね。ありがとうございます。

では、副会長、お願いいたします。

副会長

私のほうは権利擁護の関係ということで、まずは127ページの権利擁護支援の取組、86ページにも書いてあります。本当に人

口減少など、いろいろなところで今もう既に始まっていますけれども、それを見越して、既にモデル事業をやっている自治体もあるんですが、まだ数少ないということで。これを今期計画中で検討して、実施にぜひつなげていただきたい。本当に必要であると。成年後見制度もこれに関連して、この計画期の中ではまだ改正までいかないですね。多分、これが次の計画ぐらいには多分改正になる。今度は有期制度ですね。更新制とか。要するに、今までは死ぬまで後見人なんですけど、限りが出てくるというところが出てくるんで。となってくると、いろいろな権利擁護支援を考えなきゃいけないというところもあって、ぜひこれは今度計画中で検討して実施にぜひつなげないと多分大変なことになると思いますので、ぜひそれはお願いします。

あと、ちょっと気になったところが、115ページのところで、今後、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中、緊急連絡先の確保と、これは実は今日の午前中の権利擁護業務連絡会、こちらでも身元保証の関係がテーマでいろいろな発表があったりとか、いろいろあります。成年後見人制度とか、そういう制度に乗ってくる方はいいんですけども、乗れない方というのがどうしてもいるので、これはどこか政策としてまだ乗っけるわけにはいかないと思うんですが、ぜひ次の計画の時には一定の、ちょっと難しいところがあると思うんですけども、施策として何かできればいいのかなと思います。

あと気になったのは、146ページの要介護施設従事者と介護士ということで、令和4年度の認定数が3件。この取り組みはぜひやってくださいということですかね。結構あれなんですね。よそで聞くんです。要するに、あれまた復活したのなんて。やはり立川でそういうのがあると困るんで、これはぜひというところで。

会長

ありがとうございます。今、ご指摘いただいた中でも、身寄りのない高齢者の増加が見込まれる中、緊急連絡先の確保が大きな課題という、この辺のところは、具体的に次期計画の中で何か検討をしますみたいなことはどこかのページに書いてあるんですけど。この115ページの現状と課題には書いてあるんですけども、個別の施策の中では書いてないですね。じゃあ、こ

れはできるというものがあるならば、記載していただきたいです。ありがとうございました。

どうぞ。

事務局

方向性としましては、今までは身元保証サービスを監督する関係省庁が国の中でもないということで、権利擁護支援では身元保証サービスをお勧めすることができませんでした。

これからは、身寄りのない高齢者が増えていく中で、身元保証サービスが使える方、経済的に余裕がないと使えないところもありますので、その方たちはそちらを使っていただくことも考えていきたいと思っています。その際に言われている契約の時の曖昧さですとか、料金体系の不透明さみたいなところを、立川市では、しっかり明らかにして、事業所を支援チームの中に巻き込んで、排除ではなくて一緒にやっていくというスタイルを取りながらやっていけたらと考えています。今年度、虐待防止ネットワーク連絡会の中で、1カ所身元保証サービス事業者に来ていただいて、話をさせていただきました。

ちょうど今週の金曜日に、ほかのもう一社の身元保証サービスの方が説明に来てくださるということなので、私と地域あんしんセンターたちかわの係長と2人で話を聞くようなことを準備しています。

しっかりと立川市や社協等、関係機関が監視といいますか、見守りに入ることで、悪いことはしないんじゃないかなと思っていますので、支援チームとして一緒にやっていくという方針でいければなということはずっくり考えております。

以上です。

会長

ありがとうございます。もう既に検討に着手はしているということは、来期も検討を継続して深めていくんでしょうから、計画に書いてあってもいいかもしれないと思いました。ありがとうございました。

では、C委員、何かありますか。

C委員

歯科のCですけれども、まず質問です。133ページの補聴器、先ほどお話が出ましたけれども、これは一部助成の実施を検討すると書いてあるんですけれども、今、助成は補聴器に今は出ないんですか、一切。うちは父親が今は補聴器を購入しようと思っているんですけれども、例えば主治医の意見書とあと申請書を市に提出して、そこから、多分、東京都のほうから何か障害者手帳みたいなのがあって、そうするとそれを交付されて、そこから例えばここら辺だとリオネットとか、ああいうところへ行っていく。その間、既製品みたいなものがあるから、それでお試しはできるんですけれども。その時に、主治医の意見書に沿ったものだと、そういう助成金がおけるといようなことを聞くんですけれども、自治体によって違うんですか。

会長

自治体、お願いいたします。

高齢福祉課長

難聴の程度が高度な障害者手帳が取れるような、補聴器の場合は障害福祉のほうの補装具の対象にはなるので、今、ここで載せられているのは、そこまでいかない中程度の難聴の高齢者の方を対象に、その制度が自治体によってやっているところとやってないところがあるんですけれども。たしか23区で8割ぐらいで、多摩26市だともう2割弱になってしまうので。そういったところで検討を進めているというところですよ。

C委員

それと、99ページの医療と介護の連係の部分になるんですけれども。医師会のG委員が主体となって毎年、年2回ぐらいですか、医療介護の連係、多職種連携の研修会というのをやるんです。歯科は、歯科医師あるいは歯科衛生士の出席率が悪いとなるとG委員からお叱りを受けるんですけれども。そこでよくやるのはグループワーク形式で研修会をやるんですけれども。当然有意義ではあるんですけれども、ちょっとそこで終わっちゃうようなところがありまして。今、歯科医師会としては、訪問の依頼を受けるケースは、当然、家族から、あるいは本人から直接連絡を受ける場合もあるんですけれども、やはり訪看さんとかケアマネさんが歯科医師会の事務所からガイダンスに沿って連絡が行くと。仲介役が今は私なんです。そうすると、そ

この患者さんの地域で訪問歯科をやっている先生を紹介して行ってもらうというような形になっていますので、歯科医師会と訪看さん、あるいはケアマネと直接協議する場みたいなのを設けてやっていくのも一つの考えかなというふうには、今は個人的には思っているところでもあります。

そんなところです。

会長

ありがとうございます。今の件で、いいですか、事務局、説明有りますか。ありがとうございます。

では、A委員、お願いします。

A委員

よろしくお願いします。3点ほどあるんですが。

1つは、B委員もF委員もおっしゃっていたし、僕も思うんですけれども。権利擁護と成年後見と身寄りのない方とか高齢の2人暮らしの方とか、緊急連絡先なんていう話も出てくると思います。そこは本当に現場のケアマネジャーとして何とかしたい。現実はどうしているかという、ほぼケアマネがやっています。今日も入院している先から電話が来たのは私。身寄りのない独居女性ですけれども。結局、来るんです。パンフレットの話にも出ていたような、何でも屋になっちゃうのをなぜケアマネジャーが嫌がっているのかという、そういうところを含まれるんです。ケアプランを作るというのがわれわれの仕事ですけれども、雑多多様な仕事をやっています、現実には。迷子になったところは交番から私に連絡が来て、迎えに来てくださいと。何ですかねというのを、皆、抱えながらやっているんです。この国は昔からそれはあって、どうしても中間の管理する立場の職業がないので、私たちがやるんですけれども。そこは本当に喫緊の課題として何とか制度作りとか仕組み作りとかできたら、それはいいなと切に思います。

もちろん、具体的に、じゃあ、どうするかというと難しいんですけれども。一つには、やはりしかるべき報酬がないと困るので、われわれケアマネがやってもボランティアなので、ヘルパーを頼むとお金がかかるけれども、ケアマネに頼むとお金がかからないから頼むという図式も出来上がっているのが現実なんです。だから、お医者さんに一緒に行ってくれとケアマネに

言ってくるのもその辺で。近年、若干中学生のお小遣い程度の加算を厚生省が付けましたけれども、あれ欲しさに申請する人はほとんどいないと思いますので、そういう喫緊の課題がやはり一つあるかなと。お金の管理もそうですし、結構根深くこの国にはそこは横たわっている問題かなと思いますのが1つ。

もう一つは、ずっと出ている介護人材の確保に関してなんですけれども、この業界で30年ぐらい仕事をしていきますと、もちろんそうしたし、してほしいんですけれども、もろ刃のところがあって、20年ぐらい前に介護保険制度が始まる時に、当然、ケアマネジャーというものはなかったのでつくんなきゃいけないと。でも、誰がケアマネジャーをやってくれるか分からないしというんで、門戸を異常なほど広げました。誰でもケアマネジャーの資格は取れんじゃないのというぐらい、試験を受けられる人たちをものすごく広げちゃったんです、当初。その結果、ケアマネの質が著しく低いという話になって、それはそうなんです。専門職である相談援助業務をやったことのない人たちまで資格が取れちゃって、ケアマネジャーという仕事に就いちゃったので、当然、質が低いんですね。同じようなことが人材がいらないからといって安易に外国人だとか素質のない人たちを雇って、今の有料ホーム、その他がそうですけれども、ケアスタッフの質が低いと。そらそうです。経験もないような人を派遣会社経由で雇ったところで、それは低いんです。迷惑をこうむるのは利用者さんご家族なので、介護人材確保は必要なんですけれども、する手段とかプロセスに関しては慎重にやっていたかかないとケアマネジャーと同じ二の舞になる。いったん門戸を広げて雇ってちゃうと、なかなかそれを修正できないので、低いまままた20年、30年、この国の介護業界が進んでいくということになるので、そこは慎重にご検討いただけたらなということが2点目。

もう一つは、最後、これが地域包括運営協議会であるということもあるんで、ずっと言っていることでもあるんですが、ぜひ地域包括支援センター職員の人材確保のためのお金を付けてくれと従来言っているんですが。もう一つ、設置場所に関して本当に真剣に考えてもらいたい。立地です。先ほどF委員がおっしゃったこともそうなんです。今、わかば包括以外は、だ

いたいその法人の持っている施設の中に包括支援センターというのはあるんです。ではなくて、わかばのように独立した場所に、お金を出して、出してもらいたいというのを個人的には思います。どうしても社協の中のふじみもそうですし、ほかのところもそうなんです、一般市民の方が行きづらいんじゃないのかなと。ハードルが高いというか。包括支援センターが単独であれば、通りがかりにちょっと寄ってみようという気になるのかなと思うんですけども。至誠キートスホームの中にあるさいわい包括に行こうと思っても、行ったそこにあるわけでもない、声をかけて、中にいるスタッフが出てきてという手順を踏むので、それはどうなのかなとずっと思っています。

昭島市は比較的単独であったりするんです。僕は昭島住民なんです。ああいう形のほうがまだ寄りやすいかなと思うし、だいたい人通りの多いところにあるので、通りがかりにも寄りやすいかなとも思ったりするんで。その場所を、お金がかかることなんで一長一短にいかないんですけども、ぜひ今後、向こう5年、10年という中で設置、立地場所に関してご検討いただけると、より市民の方にとっては近づきやすいのかなと気がどうしてもしているんで、一つ意見として挙げておきます。

以上3点です。ありがとうございます。

会長

ありがとうございます。実感のこもったご意見をいただきました。北3つは自前の法人の建物の中にあります。南3つはご指摘のとおりだと思います。スリッパを履き替えるとか、そういうアクセスの身近さみたいなことをご指摘いただいたのかなとも思いました。ありがとうございます。

それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問、多様なご意見をいただきました。いろいろ、これはラストスパートで計画作りが進んでおりますので、再検討、再チェックをしていただいて、書き換えられるものをまたご検討いただきたいと思いますんですけども。おおむね委員の皆さんからは、激励とか期待という意味で、肯定的にこの計画頑張ってもらいたいというニュアンスのものを頂戴したかと思っています。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っています。

委員の皆さん以外で、本件でご発言のある方はいらっしゃい

ますか。

はい、どうぞ。

わかば地域包括支 すみません。いつもわかば包括ばかりこんなことを言って申
援センター し訳ないんですけれども。今、委員の方々のお言葉にもあった
ように、予算が付かないのはもうしょうがないと諦めているの
です。できることは何かというところで、私たちも、今、できる
限りのことをして行って、これから医療福祉人材も不足してい
く中で何とかやっていかななくてはならなくて。法人としても包
括の人員というところでは何とか法人内でのカバーをして担え
てはいるとは思うんですけれども、それでも人が足りないとい
うのが事実で。募集をかけても、立川は土曜日開けなくてはな
らない。ケアプランナー何とかという言葉もいただいている
んですけれども、どうしてもケアマネさんとしては、ほかのう
ちの法人もそうですけれども、居宅支援事業所は土曜日もお休
みとなっているので、そちらのほうに引っ張られるというのも
事実としてあるんです。たまに日曜日にもイベント事とかもあれ
ば包括は出ていたりするので、そこに人員を補充すると、平
日の人数がどうしても減ってしまうんです。その中でこのやり
繰り。

また、わかば包括は出張包括が大切だということで、地域に
出ていかななくてはという気持ちがある中で動いているんです
けれども、包括全員が顔を合わせるのは週に1回しかない中
で、みんながいろいろな状況下で、もちろんリモートも使い、
補いながらやっています。

本当に申し訳ないんですけれども、この場を借りてなんです
けれども、何とか土曜日の開所を免除していただく検討をして
いただけたらうれしくて、決して土曜日に相談を受け付けない
とか、イベントに出ませんとかではなくて、全然相談に来ない
日もある土曜日を開けるよりも、平日に活動をもっとしたほう
が意味があるので、よろしければ検討していただければと思い
ます。本当にすみません。

会長

たかまつ包括さん。

たかまつ地域包括 支援センター いつもわかば包括ばかりの発言なんですけど、われわれも感じているところがありまして。じわりじわりと包括の業務内容が増えてきています。119ページの循環図であつたりとか、この裏の会議体のところが出ているんですけども、内容としてもかなり高度な知識であつたり、経験を積んでいないと参加できないような会議ばかりになってきているんです。それで、委託費は高齢者人口の増え具合によってそれぞれ少し加算はあるんですけども、すごく素晴らしい計画が出来上がってきて、これに向けて私たちもまた頑張ろうと思うんですけども、マンパワー的に限界があると思います。なので、立川市はその地域性に合わせて活動してくださいということで、かなり私たちに託されているところもあるんですけども、今の人員体制でやれるところまでしかできない可能性はあるなというのをちょっと危惧をしています。

なので、今回、来年度の予算請求にプランナーの予算を上げてくださっていらっしゃいますので、そこが通ってくればいいなと本当に願っています。

以上です。

会長 ありがとうございます。ほかの方はありますか。大丈夫、いかがですか。

計画は素晴らしくなれば素晴らしくなるほど、現場の運用も併せて両輪で支援していく必要があります。

はい、B委員、どうぞ。

B委員 今、聞いていると、予算をもうちょっと上げてくれとか、もうちょっとそういうエリアに造ってくれとかいう声を聞きました。それも大事でしょう。でも、お金というのは無限じゃないです。これから人口はどんどん減っていきます。その時に、どうしたら本当にサービスができるかということを真剣に考えて、逆に過剰なサービスをし過ぎてんじゃないかなと。仕事の量が多過ぎるんじゃないかと。こういうところをカットしていこうよと。それで、もっと人を、お金のかからないようなシステムを作ろうよとやっていかないと、無限じゃないんですから。何でもかんでも市に言って金を出してくれという発想じゃ

なくて、自分たちがここまで切り詰めたんだけど、これ以上やったらもう無理だからというんだったら分かるけれども、今の状態でもっと人がいないからやってくれと。それは、われわれ老人のほうからしてみれば過剰サービスをどんどんあげちゃっているんです。だから、僕が言っているように、ある程度は自分で責任を持って生きていきなさいということなんです。最後には、それはみとってもらいますけれども、それまではなるべく自分で、自分の力で生きていかないと、これからの暮らしは甘えてばかりだったら、財政も皆さんの体もぼろぼろになっていきます。そこををよく考えて無駄は何でなんだということをよく考えて、これは過剰なサービスだからやめようよと、これはもう時間どおりにちゃんと勤務はこのようにきちっと決めようよとか。そうやって、かわいそうな老人はいるかもしれないけれども、そこはもう目をつぶろうよとやらないと、老人のほうの目が覚めないんです、本当に。そういうところはちゃんとまず考えてください。そうすると、年寄り年寄りでその時になってまた考えます。

今だったらどんどん甘えるばかりです。自分もそうですけれども。

以上です。

会長

ありがとうございます。本当にいろんなご意見をいただきました。素晴らしい会議だなと思うんです。0次予防なんかもそうですけれども、市民のできることということにより啓発をしていってというところに期待をしていきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、時間もかなり押しておりますので、本議題はよろしいですか。次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、4（2）地域包括支援センター職員配置についてでございます。

事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

熱い議論をありがとうございました。資料の3をご用意ください。10月末で人事配置が変わりましたのでご報告させていただきます。

資料の3、かみすな地域包括支援センターです。新しく入った職員はいないのですが、以前主任介護支援専門員として配属されていましたが退職になっています。また、介護支援専門員として配属になっておりました職員も退職になっております。

それから、かみすな福祉相談センターです。前回運営協議会でごあいさつがありました前センター長が退職になっております。併せて、職員の一人が退職になっておりました、新しく3番の施設管理者が着任しております。

にしすな福祉相談センターは、職員1名が退職されております。

退職者が多いのですが、委託仕様上、人員配置には問題ないことを確認させていただきます。

それでは、ごあいさつをお願いいたします。

かみすな福祉相談 どうも、はじめまして。よろしく願いいたします。

センター

本来でありますと、この会議はこのかみすな福祉相談センターのセンター長が出席させていただくところを、ちょっと別の予定とぶつかってしまいまして、私、今日、出席させていただくということで、この場でごあいさつをさせていただく機会を得ました。

この名簿を見ていただくとお分かりのように、私のところは資格もへったくれも何もないという、ほとんど異色の人材になっておりました。私は、昨年の3月いっぱいまで約40年間、いわゆるサラリーマンをずっとしておりました、銭もうけの世界にどっぷり40年間漬かっておりました。その贖罪（しょくざい）をするということでもないんですが、この第二の人生については福祉関連の仕事をしてみたいということで、昨年の4月から現在所属しております敬愛会という社会福祉法人に入りました。このかみすな福祉相談センターに併設しておりますのが地域密着型のデイサービスでございまして、昨年の4月から現在までの1年半強、そのデイサービスで仕事をしておったところ、今、ちょっとご紹介がありましたが、前任者が突如ご事情で10月末で退職されるということがございまして、なぜか私がおのれを継いだというのが簡単な自己紹介でございます。

今日もいろいろなお話を聞いておりましたんですけれども、

の2人、削除したほうが良いと思います。

そのほかがなければ次へ進んでまいりたいと思います。

(3) 福祉相談センターの在り方検討についてでございます。事務局からご説明をお願いします。

事務局

資料の4と、各センターが準備をしましたチラシをご用意いただきたく思います。資料4については、後ほどお目通しをいただきまして、各センターにもあるチラシ、今後のイベントなどチラシを用意していただいておりますので、1分でご説明をお願いしたいと思います。

まず、にしき福祉相談センターさん、お願いいたします。

にしき福祉相談センター

にしき福祉相談センターです。よろしくお願いいたします。

定期的というか、2カ月に1回ぐらいずつに『かわら版』を発行しております。その中に今月の29日、来週の水曜日、「しゃべり場@オンニ」という名前で、地域福祉アンテナショップのプレオープンを予定しております。地域福祉アンテナショップの場合はきっちりと月2回、協働型なんです。それは登録をしないと名称の地域福祉アンテナショップというのを名乗れないということがありますので、今はまだそこまで十分に体制とか、そういったものが整っていないために、プレで行います。地域福祉コーディネーターさんで非常に心強い方がいらっしゃるって、いろいろとどういったことを高齢者の方が望んでいるかということヒアリングしたところ、やはりおしゃべりとか体を動かすということの非常に要望が高いということで、まずおしゃべりと。コロナ禍でなかなか人と会えなかった時期が長かったので、そういったところで人と人のつながりということを目指して「しゃべり場」という名前を出しました。来週オンニという、これも立川市のほうで計画してプロポーザルで応募して開設した施設なんです。その地域交流スペースがなかなか使えていないので、そこを活用して今後展開していきたいというところであります。

あと、やはり場所が悪いので、やはり地域に出ていかなきゃいけないと、先ほどC委員がおっしゃったのはもう重々分かっておりますので、そこも改めて強調しながらいきたいと思いま

す。

以上です。

かみすな福祉相談 かみすな福祉相談センターでございます。

センター

お手持ちに、認知症フレンドリーとか、お1人さまでも大丈夫、気付いたら元気になっているまちという内容のチラシとございますか、お配りしております。これをどういうふうに使っているかという、私どもは恒例になっておりますけれども、脳内マラソンものを毎年やっております。これは、その名のとおり脳トレ用のプリントを4種類ほどご用意させていただきまして、私どもの相談センターに来ては回答を取っていただいて、4回マラソンとして完走いただくという方法でございます。

この目的は、当然ですけれども、われわれの福祉相談センターの内容を理解していただくということがポイントではございますけれども、1回ずつ来ていただく中で、今、お配りしましたチラシとございますか、ご案内と一緒に回らせていただいています、それぞれの表題にありますような情報発信をしているということでございます。

私が、今日、皆さんに強調したいのは、これを作ったのは私ではないんですけれども、これを初めて私が読ませていただいた時に、情報の内容もさることながら、書かれている内容がとても温かい内容でございまして、作った人間の気持ちが非常によく出ているということで、大変に気に入っている内容でございます。

私どもとしましては、人員的にも限られている中で、ボランティアのネットワークを作ってより多くのことをやっていきたい。それによって、われわれのほうからは場所なり資源なりの提供というものをやっていきたいと思っておりますし、もともと大山団地というのが目の前に控えておりまして、いろいろな方と接する機会がありますけれども、人的ネットワークを作っていろいろなことが単なる一方通行ではなくて、双方向で話し合いができるような、そんな環境をつくるための人的ネットワーク構築、固有名詞でお互いの名前を呼び合えるような人的ネットワークを、それを目指していきたいと思っております。

以上でございます。

にしすな福祉相談 にしすな福祉相談センターです。お世話になっております。

センター

お配りさせていただいているのは、介護予防教室にしすなカフェのチラシ、来月12月のものになっております。毎月1回第2土曜日の午前中、地域の方に向けて介護予防教室を開催していきまして、12月に関してはピアノの先生をお呼びすることになっております。前もお話ししたかもしれませんが、数年前からやっております、当初は0人とか1人、2人の参加者のものだったんですけれども、現在はだいたい20人前後、多い時で25人ぐらい毎回のよう集まってくださって、今月11月もオペラの先生を3名お呼びして鑑賞会みたいな感じをやったんですけれども、やはり20人から25人ぐらい地域の方がご参加いただいております。

こういったいろいろなセンターでやっておりますけれども、うちのセンターもこういった介護予防教室をやっております、少しアピールできているのかな、今後もやっていきたいなと思っております。

以上です。

事務局

ありがとうございました。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。何か委員の皆さんからご質問ありますか。

はい、E委員、どうぞ。

E委員

にしき福祉相談センターの方、前回、私がACPって何というの下に気軽にご相談くださいと言付加えていただいたらどうですかということを行ったんですけれども、今回、そのように付加えていただいて、とてもうれしかったです。ありがとうございます。

それと、今後の取り組みなんですけれども、柴崎体育館とのコラボによって何かできそうとお考えなんです、どうして柴崎体育館なんです。

にしき福祉相談センター 実は、柴崎体育館のほうで指定管理者制度ですか、立川市と協定を結んでいるということで、向こうからいろいろとこういったことができますという提案をいただいたんです。それで、その中から、もしかしたら体を動かしたいという方というのも結構いらっしゃると思うので、そういった方たちを0次予防というか、そういったことにつなげてコラボしていければなというのを、今、考えている最中です。ただ、具体的にやはりお金のこともありますし、無料ということも考えなくはないんですが、やはり先立つものがあったりするんで、そこら辺はよく考えながら。ただ、せっかくやるんでしたら、そこはうまく地域の資源を使いながらやっていきたいなというところがあります。

以上です。

E委員

ありがとうございます。やはり全天候型というか、雨とか関係なく使っていくかなと私も思いました。

次に、かみすな福祉センターの方にお伺いしたいんですけども、今後の取り組みのところで、お隣の公園で体操している集団にセンターの方から声をかけたというふうにして書いてあって、今後、何かできそうだなということで、これを読んだ時に、そちらのセンターのほうから声をかけたというのはすごくいいなと思いました。

最後に、にしすな福祉相談センターの方に伺いたいんですけども、特徴、特性というふうに、これは地域的な特徴ですね。

直売所があるとか。地域的、それから特性も、これを読むと本当に田舎なんだなと、この辺とだいぶ違うんだなということで。読まなくても読んでも分かるという感じで、そこらからでも地域的特性というふうにかがえます。強みというところで、一番下に「民生委員、郵便局、薬局からの相談が増えてきている」と。これが強みだなということで。それで、この強みを生かして、じゃあ、相談センターのほうではどこにどういうふう働きかけたらいいなかなとお考えなのか、聞きたいんです。

にしすな福祉相談 センター

にしすな福祉相談センターです。多分数年前までは、この民生委員さんとか郵便局、薬局さんの方は、うちのにしすな相談センターにご相談でお電話されるのではなくて、この地域にある包括支援センターさんにお電話されていたんです。だんだんわれわれの相談センターもそういう相談の窓口ですよ、対応するところですよとアピールができてきた中で、そういったお電話をいただけるようになったんだとは思っているんです。なので、もともとあった相談の中にちょっとわれわれが入って行って、仲良くなってご相談を受けたと思っています。

こういった自治会とか民生委員さんとか郵便局さん、たくさんご相談というか、われわれがごあいさつに行くようなところがまだまだたくさんあります。例えば、地域のコンビニとか、それこそスーパーさんとか、そういったところにも働きかけて、われわれ介護のプロですよみたいな、そんなことをやんなきゃいけないなとは思っておりますけれども、まだそこまでできていないのが現状ではあります。そういったところが今後の課題かなと思います。

E 委員

ありがとうございました。

会長

大事なことです。よろしく願いいたします。
残り時間が少なくなっていますが、ほかに何かございますか。よろしければ次へ進んでまいりますけれども。
それでは、（４）地域包括支援センター運営状況と課題分析についてでございます。事務局からご説明はありますか。

事務局

資料５につきましては、お目通しいただいていると思いますので、気になる点等がありましたらお願いいたします。この場でなくても、後日、高齢福祉課在宅支援係宛でも結構ですので、よろしく願いいたします。
以上です。

会長

ありがとうございます。事前に読んでいただいていると思います。これだけは言っておきたいというのがあれば、よろしいですか。では、後で気付いたらまた事務局へ御連絡ください。

ありがとうございます。

それでは、（５）介護予防支援事業等における業務委託についてでございます。事務局からご説明をお願いします。

事務局

資料６、介護予防支援事業等における業務委託についてです。

今回は、わかば地域包括支援センターからのご承認の依頼です。事業所名は、ワハハケアプランセンター、幸町２の17の4 SONOBEビル203号室ということで、新しく介護保険居宅介護支援事業所が立ち上がりました。それに伴い、要支援の方、総合事業の方の利用者の対応もできると申し出がありましたので、ご承認をお願いいたします。

なお、立ち上げについて令和５年10月１日付の登録になっておりますので、介護サービス情報公表システムについてはまだ未掲載ということでしたので、情報が少なく恐縮ですが、ご審査をお願いしたいと思います。

会長

委員の皆さんから、何かご意見、ご質問ございますか。

ないようでしたらお諮り申し上げます。

ワハハケアプランセンターについて業務委託先とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

会長

異議なしと認め、業務先とすることに決めます。ありがとうございました。

では、５番のその他に移ります。

（１）次期運営協議会委員についてでございます。事務局からご説明をお願いします。

事務局

令和６年度から令和７年度の２カ年につきまして、地域包括支援センター運営協議会の委員を募集していく時期となりました。この後、11月25日の広報で募集を始めていきたいと思っております。11月25日から12月８日が募集の期間となっております。メール、郵便、直接の小論文の持ち込みで受け付けたい

と考えております。小論文のテーマにつきましては、先ほどから出ております「身寄りのない高齢者が安心して住み続けられるまちを目指すために必要なこととは」としております。

今回公募をするのは3つ種類がありまして、まずは65歳以上の方、次に40歳から64歳までの方、次に40歳以上でサービスを利用している方となっておりますので、現在委員になっていただいている市民委員の皆さまにも応募していただけるとありがたいと考えております。ぜひよろしくお願ひいたします。詳細につきましては、市の広報もしくはホームページをご確認いただけますようお願いいたします。

専門職団体からのご推薦でこの協議会にご協力いただいている皆さまにおかれましては、各専門職団体の代表に推薦の依頼をお願いしてまいりますので、ぜひまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは、以上になります。

会長

以上、ご検討いただきたいと思ひます。

(2) 次回日程について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

次回につきましては、第5回ということで令和6年1月23日午後2時から104会議室での開催となります。104会議室は職員しか入れないスペースになりますので、またご案内しますけれども、高齢福祉課窓口前にご集合となります。次回につきましては、令和5年度の地域包括支援センター、福祉相談センターの振り返りについてご報告させていただきますので、またボリュームの多い資料が送られてまいると思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

会長

全体を通して発言のある方はいらっしゃいますか。よろしゅうございいますか。

では、閉会のあいさつを副会長からお願いいたします。

副会長

皆さん、お疲れさまでした。本日の第4回の運営協議会をこれで終わります。どうもお疲れさまでした。

一同

ありがとうございます。お疲れさまでした。